

# 業 務 用 契 約

(選 択 約 款)

2019年10月 1日

湯河原瓦斯株式会社



# 目 次

1. 適用 .....	1
2. 選択約款の変更 .....	1
3. 用語の定義 .....	1
4. 適用条件 .....	2
5. 契約の締結 .....	2
6. 使用量の算定 .....	2
7. 料金 .....	2
8. 単位料金の調整 .....	3
9. 需給契約の補償料 .....	3
10. 名義の変更 .....	4
11. 契約の変更又は解約 .....	4
12. 契約の解約に伴う契約中途解約補償料 .....	4
13. 本支管工事費の精算 .....	4
14. その他 .....	5
付 則 .....	5
(別 表) .....	6

## 1. 適用

- (1)この選択約款は、この選択約款の適用条件を満たすお客さまが、当社と需給契約を締結したときに適用いたします。
- (2)この選択約款は、当社のガス小売供給約款(都市ガス)(以下、「小売約款」といいます。)とあわせて適用いたします。

## 2. 選択約款の変更

- (1)当社は、小売約款の変更等に伴いこの選択約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (2)当社は、小売約款に定める方法で当該変更内容をお知らせします。なお、当社が小売約款のみを変更する場合は、小売約款の規定によります。

## 3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。

- (1)「契約月別使用量」とは、契約開始月から終了月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。
- (2)「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (3)「契約年間引取量」とは、契約で定めるお客さまの1年間において引き取らなければならない使用量をいいます。
- (4)「単位料金」とは、8に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。
- (5)「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除した量をいいます。
- (6)「最大需要期」とは、1月使用分(12月検針日の翌日から1月検針日まで)から3月使用分(2月検針日の翌日から3月検針日まで)までの3か月の期間をいいます。
- (7)「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します。(小数点以下切り捨て)

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{年間の1か月あたり平均契約使用量}}{\text{最大需要期の1か月あたり平均契約使用量}} \times 100$$

- (8)「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (9)「消費税率」・・・消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

#### 4. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、当社との協議が整ったお客さまに適用いたします。

- (1) 契約年間使用量が、5,000立方メートル以上であること。
- (2) 契約年間引取量が契約年間使用量の80パーセント以上であること。
- (3) 契約年間負荷率が、60パーセント以上であること。
- (4) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整(供給の制限又は中止)に応じられる需要であること。

#### 5. 契約の締結

(1) お客さまは、この選択約款に基づき当社と協議の上、供給条件を定めた需給契約を当社と締結していただきます。

(2) お客さまは、新たにこの選択約款に基づきガスの使用を申し込む場合、又はその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガス使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画に基づきお客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものといたします。

- ① 契約年間使用量
- ② 契約年間引取量
- ③ 契約月平均使用量
- ④ 契約月別使用量

(3) 契約期間は原則として1年間とし、需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了に先立ってお客さまと当社の双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものいたします。

#### 6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより使用量を算定いたします。

#### 7. 料金

(1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内(以下「早收期間」といいます。)に行われる場合には、早收料金(消費税等相当額を含みます。)を、早收期間経過後に支払いが行われる場合には、早收料金を3パーセント割り増ししたもの(以下「遅收料金」といい消費税等相当額を含みます。)を料金として支払っていただきます。

(2) 当社は、別表の料金表(各料金表の基本料金、単位料金)を適用して、早收料金又は遅收料金を算定いたします。

(3) お客さまの都合や契約違反により本契約を契約期間中に解約した場合、又はガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は7(2)に基づく1か月当たりの基本料金全額とし、従量料金は7(2)の従量料金に準じて算定いたします。

## 8. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表第2の各料金表の各基準単位 料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(3)のとおりといたします。

- イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき  
調整単位料金(1立方メートル当たり)  
= 基準単位料金 + 0.083円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)
- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき  
調整単位料金(1立方メートル当たり)  
= 基準単位料金 - 0.083円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)

(備考)

上記イ、ロの算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格(トン当たり)

78,640円

② 平均原料価格(トン当たり)

別表6の2(2)に定められた各3ヵ月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)及びトン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が125,820円以上となった場合は、125,820円といたします。

(算式)

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} \\ &= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.982 \\ &\quad + \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0195 \end{aligned}$$

(備考)

トン当たりLNG平均価格及びLPG平均価格は、当社に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

- イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき  
原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格
- ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき  
原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格

## 9. 需給契約の補償料

需給契約に関する補償料は、年間負荷率未達補償料、及び契約年間引取量未達補償料とし、当社は、当該補償料(消費税等相当額を含みます。)を申し受けるものといたします。なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(1) 年間負荷率未達補償料

お客さまの実績年間負荷率((年間の1ヵ月当たり平均実績使用量 / 最大需要期の1ヵ月当たり平均実績使用量) × 100をいいます。(小数点以下切り捨て))が60パーセント未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達補償料といたします。

年間負荷率未達補償料 = (負荷率60%に相当する年間使用量 - 実績年間使用量) × 当該年度のガス需給契約に定める月別契約量に適用する料金表の単位料金を乗じたものの合計額を契約年間使用量で除し小数第3位を四捨五入した額

なお、この未達補償料は当該契約年度に支払われた基本料金及び従量料金の総額とこの未達補償料との合計額が、上記の実績年間使用量に一般ガス供給約款を適用して算定される早収料金総額の103パーセントに相当する額を越えない範囲で算定するものいたします。

(備考)

負荷率60パーセントに相当する年間使用量とは、契約期間中における最大需要期の1か月当たり平均実績使用量に0.6を乗じ、その量を12倍した量といたします。

## (2) 契約年間引取量未達補償料

当社は、お客さまの年間の実績使用量が契約年間引取量に満たない場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約年間引取量未達補償料といたします。

契約年間引取量未達補償料＝(契約年間引取量－実績年間使用量)×当該年度のガス需給契約に定める月別契約量に適用する料金表の単位料金を乗じたものの合計額を契約年間使用量で除し小数第3位を四捨五入した額×2

## 10. 名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部若しくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

## 11. 契約の変更又は解約

(1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、又は2(2)若しくは2(3)によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議して、この契約を変更又は解約することができるものいたします。

(2) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合及び8の補償料の対象に繰り返し該当している場合を含みます。)には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものいたします。

## 12. 契約の解約に伴う契約中途解約補償料

契約期間中において生じた契約の解約が、10(1)の規定によるものであって当社がやむをえないと判断した場合以外、若しくは10(2)の規定によるものであってお客さまの契約違反のみによる場合には、当社は、次の算式によって算定される契約中途解約補償料(消費税等相当額を含みます。)を申し受けます。なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

契約中途解約補償料＝(契約年間引取量－当該契約年度における契約解約日までの実績使用量合計)×ガス需給契約解約月における適用する料金表の単位料金

## 13. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後1年未満の契約期間中において契約を解約するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社(導管部門)は、原則としてその本支管の新增設工事に係る当社(導管部門)負担額(消費税等相当額を含みます。)を全額申し受けます。

#### 14. その他

その他の事項については、小売約款を適用いたします。

#### 付 則

##### 1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は、2019年10月 1日から実施いたします。



## (別 表)

### 1. 早収料金の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

(2) 従量料金は、単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(3) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から前年10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から前年11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から前年12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

## 2. 料金表

### (1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから1000立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が1000立方メートルを超え、5,000立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が5,000立方メートルを超える場合に適用いたします。

### (2) 料金表A(消費税相当額を含みます。)

#### ①基本料金

1か月につき	11,000.00円
--------	------------

#### ②基準単位料金

1立方メートルにつき	154.59円
------------	---------

#### ③調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

### (3) 料金表B(消費税相当額を含みます。)

#### ①基本料金

1か月につき	23,100.00円
--------	------------

#### ②基準単位料金

1立方メートルにつき	142.49円
------------	---------

#### ③調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

### (4) 料金表C(消費税相当額を含みます。)

#### ①基本料金

1か月につき	46,198.90円
--------	------------

#### ②基準単位料金

1立方メートルにつき	137.88円
------------	---------

#### ③調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。